

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 8 月 1 9 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

専決第 6 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 6 日

志摩市長 橋 爪 政 吉

令和 7 年 4 月 22 日午後 4 時頃、志摩市阿児町鵜方地内の県道鳥羽阿児線において、学校給食センターから排出される廃棄物をやまだエコセンターへ持ち込んだ帰りに運転操作を誤り、公用車を道路標識に衝突させ、道路標識を破損させた事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | |
|--------------|----------------------------|
| 1. 損 害 賠 償 額 | 330,000 円 |
| 2. 損害賠償の相手方 | 三重県津市広明町 13 番地
三重県公安委員会 |